

# ○香川県警察の警察音楽隊に関する訓令

平成 14 年 9 月 27 日  
警察本部訓令第 21 号

改正 平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号、平成 28 年 6 月 28 日本部訓令第 12 号、令和元年 6 月 13  
日本部訓令第 4 号

香川県警察の警察音楽隊に関する訓令を次のように定める。

香川県警察の警察音楽隊に関する訓令

香川県警察の音楽隊に関する訓令（昭和 34 年香川県警察本部訓令第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、香川県警察の警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 音楽隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって編成し、その人数は、35 人以内とする。

2 隊長は、香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課（以下「広聴・被害者支援課」という。）の次長の職にある者をもって充てる。

3 副隊長は、広聴・被害者支援課の音楽隊に関する事務を担当する者のうち、隊長が指名するものをもって充てる。

4 楽長及び副楽長は、隊員のうち、隊長が指名するものをもって充てる。

（任務）

第 3 条 音楽隊は、演奏活動を通じた警察広報活動を効果的に推進して県民と警察の融和を図るとともに、警察職員の士気を高揚し、及び情操を育成することを任務とする。

（指定）

第 4 条 隊員は、警察職員のうちから香川県警察本部長が指定する。

（責務）

第 5 条 隊長は、香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課長（以下「広聴・被害者支援課長」という。）の命を受け、音楽隊を統轄し、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合にその職務を代理する。

3 楽長は、隊長の命を受け、副楽長以下の隊員を掌握するとともに、技術指導及び演奏の指揮を行う。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長が不在の場合にその職務を代理する。

(隊員の心得)

第6条 隊員は、技術の練磨及び隊員相互の協力を努めるとともに、動作、容姿、服装等について端正かつ清潔を旨とするほか、常に隊員としてふさわしい行状の保持に努めなければならない。

(服装)

第7条 音楽隊の警察官の隊員の服装は、別に定めるところによる。

2 音楽隊の警察官以外の警察職員の服装については、音楽隊の警察官の服装に準ずるものとする。

(楽器等の貸与)

第8条 警察官の隊員には、香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年香川県条例第28号)第4条の規定に基づき、必要な楽器及び装備品を貸与する。

2 警察官以外の隊員に対する必要な楽器及び装備品の貸与については、前項の規定を準用する。

(教養訓練)

第9条 隊長は、隊員の技術の向上を図るため、次に掲げる教養訓練を行うものとする。

(1) 定期訓練 毎週1回日時を定めて行う訓練

(2) 特別訓練 必要に応じ特別に行う訓練

(委託訓練)

第10条 隊長は、隊員の技術の向上を図るため必要があると認めるときは、部外から講師を招き、又は他の機関に隊員を派遣して訓練を受けさせることができる。

(派遣の基準)

第11条 音楽隊の派遣は、警察が主催する行事のほか、公共団体その他の団体が主催する行事のうち警察広報に効果があると認められるものについて行うものとする。

(派遣の要請)

第12条 所属の長は、音楽隊の派遣の要請をしようとするときは、別記様式第1号の警察音楽隊派遣要請書を広聴・被害者支援課長に提出するものとする。この場合において、公共団体その他の団体からの音楽隊の派遣の要請に係るものについては、当該団体から警察音楽隊派遣要請書の提出を受け、当該警察音楽隊派遣要請書を広聴・被害者支援課長に提出することができる。

(協力)

第13条 所属の長は、音楽隊の訓練及び派遣について、積極的に協力しなければならない。

(簿冊)

第14条 音楽隊に次に掲げる簿冊を備え付け、必要の都度、整理するものとする。

- (1) 隊員名簿 (別記様式第2号)
- (2) 楽器台帳 (別記様式第3号)
- (3) 活動日誌 (別記様式第4号)

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日本部訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月28日本部訓令第12号)

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月13日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(別記様式 省略)